

弾道ミサイル 落下時の行動

固危機管理室
(TEL6384・1753 FAX6337・1631)

弾道ミサイルは発射から短時間で着弾します。日本に落下する可能性がある場合、緊急速報メールなどでお知らせするほか、防災行政無線でサイレンとともにメッセージを流します。

メッセージが流れたら、屋外の場合は頑丈な建物や地下街に避難してください。屋内の場合は窓から離れるか、窓のない部屋に移動してください。近くに建物がない場合は、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守ってください。

詳しくは国民保護ポータルサイトで確認してください。



国民保護
ポータルサイト

国民保護ポータル 検索

国民年金保険料の 免除申請

固吹田年金事務所 (TEL6821・2401) か
市国民年金課 (TEL6384・1209 FAX6368・7346)

経済的な事情で国民年金保険料を納めることが困難な場合、保険料を全額免除や一部免除する制度があります。また、50歳未満の人は納付猶予制度があります。所得制限あり。

免除や納付猶予となった期間は、承認された種類に応じて将来受け取る年金額が減額されますが、10年以内に保険料を納めることで年金受給額を元に戻すこともできます。ただし、3年目以降に追納する場合は加算金が生じます。

申請方法 年金手帳と印鑑を持って、同事務所か同課へ。失業などの特例措置を受ける場合は、雇用保険受給資格者証や離職票などの公的機関の書類が必要。

介護保険負担割合証を 送ります

固高齢福祉室介護保険担当
(TEL6384・1343 FAX6368・7348)

要支援・要介護の認定を受けている人に、介護サービス利用時に負担する割合(1割か2割)を記載した介護保険負担割合証(水色)を7月中旬に発送します。介護サービスを利用するときに、介護保険事業者に提示してください。現在の負担割合証の利用は7月末まで。



この部分を
確認してください

7月は第2期分の納期です 固定資産税・都市計画税

固納税課
(TEL6384・1282 FAX6368・7344)

納税は、便利で確実な口座振替か自動払込を利用してください。

マイナンバーカードの申請は市役所でもできます

固市マイナンバーコールセンター(市役所高層棟7階TEL6318・7775 FAX6368・7346)

市役所で交付申請を行い、郵便でマイナンバーカードを受け取ることができます。

申請と受け取りには本人確認が必要(代理人不可)です。申請からカードの受け取りまで、おおむね1カ月半かかります。

従来から行っている郵送やインターネットで交付申請を行い、市役所でマイナンバーカードを受け取る方法もあります。

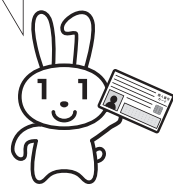
マイナンバーカードの初回交付は無料です。

市役所での交付申請に必要なもの

マイナンバー通知カード、本人確認書類(運転免許証、パスポートなど)、顔写真、住民基本台帳カード(持っている人のみ)。

※通知カードと住民基本台帳カードは申請時に回収します。
※書類不備などで交付時に再度来庁していただく場合があります。

顔写真は市役所で
無料撮影できるよ



マイナンバーカード 取得のメリット

- カードの表面は、本人確認書類として使えます。
- コンビニで住民票の写しや印鑑登録証明書、戸籍全部(個人)事項証明書(本籍が吹田市にある人)を取得することができます。
- e-Taxによる申告手続きができます。

必ず読んでね



重要な手続きの案内や
制度改正などを
お知らせするよ

市職員が 窓口を案内します

固市民総務室
(TEL6384・1378 FAX6385・8300)

正面玄関や1階待ち合いロビーなどに職員が立ち、業務紹介や目的の窓口までの案内をします。



手持ちの「ご案内いたします」
バインダーが目印

臨時福祉給付金(経済対策分)の申請をしましたか

固臨時福祉給付金コールセンター(TEL050・3786・1840 FAX6337・1631)

対象と思われる人には4月に申請書を郵送しました。申請書に必要事項を記入のうえ、同封の返信用封筒で返信してください。受け付けは10月10日(火)まで(消印有効)。申請書を無くした人や、対象と思われる人で申請書が届かない人は、コールセンターへ問い合わせてください。

対象 次の(1)~(3)の全てを満たす人。

(1)平成28年1月1日現在、住民票が吹田市にある人。(2)平成28年度分市民税(均等割)が課税されていない人で、同税が課税されている人の扶養親族等でない人。(3)生活保護等を受けていない人。

支給額 対象者1人につき1万5000円。受け取りは1回限り。

臨時福祉給付金を装った 振り込め詐欺や 個人情報の詐取に注意

職員が市民の個人情報を電話で確認することや、ATM(現金自動預け払い機)の操作を依頼することはありません。不審に思ったときは警察相談専用電話(TEL#9110)へ問い合わせてください。